

## ～ 平成21年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の公表 ～

平成21年度決算に基づき、健全化判断比率を算定したところ、全比率において早期健全化基準を下回り、「健全段階」がありました。

また、公営企業の経営の健全化を示す資金不足比率についても、平成21年度決算において資金不足を生じた公営企業はありませんでした。

健全化判断比率とは、

- ①実質赤字比率
- ②連結実質赤字比率
- ③実質公債費比率
- ④将来負担比率

の4つの指標を言います。

各比率の意味と算定方法は、以下のとおりです。

### ①実質赤字比率

一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、財政運営の深刻度を示しています。

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

### ②連結実質赤字比率

全会計を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体としての運営の深刻度を示しています。

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

### ③実質公債費比率

一般会計等が負担する元利償還金と準元利償還金の標準財政規模に対する比率で、資金繰りの危険度を示しています。

$$\text{実質公債費比率} = \frac{\text{(地方債の元利償還金 + 準元利償還金) - (特定財源 + 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)}}{\text{標準財政規模 - (元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)}} \text{ の 3か年平均}$$

#### ④将来負担比率

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率で、将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示しています。

将来負担比率=	$\frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$
---------	--

※ 標準財政規模とは、地方公共団体が標準的な状態のとき、通常収入されるであろう経常的一般財源の規模のことです。

#### ◆本市の健全化判断比率

(単位 : %)

	健全化判断比率	参考算定値	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	▲ 7.77	12.52	20.00
連結実質赤字比率	—	▲ 15.28	17.52	40.00
実質公債費比率	11.3		25.0	35.0
将来負担比率	120.7		350.0	

※ 「実質赤字比率」及び「連結実質赤字比率」は、黒字の場合「—」で表記します。

#### 資金不足比率

公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状況の深刻度を示しています。

資金不足比率=	$\frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$
---------	--------------------------------------

#### ◆本市の資金不足比率

(単位 : %)

会計名	資金不足比率	参考算定値	経営健全化基準
農村地域工業等導入促進事業	予算執行なし		
農業集落排水事業	—	▲ 1.1	
観光事業	—	0.0	
下水道事業	—	▲ 0.8	
水道事業	—	▲ 56.3	
簡易水道事業	—	▲ 354.7	

※ 「資金不足比率」は、黒字の場合「—」で表記します。

健全化判断比率等を算出するうえでは、対象となる会計が異なりますので、健全化判断比率等の対象範囲をご覧ください。

## 健全化判断比率等の対象範囲

